岬町立子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月３０日

岬町長　田　代　　堯

岬町規則第２４号

岬町立子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

岬町立子育て支援センター条例施行規則（平成２７年岬町規則第１０号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（休館日） 第３条　センターの休館日は次のとおりとする。 ⑴　日曜日及び土曜日（条例第３条第６号に規定する保育所等の給食調理については土曜日を除く。） ⑵～⑶　（略） ２　（略）	（休館日） 第３条　センターの休館日は次のとおりとする。 ⑴　日曜日及び土曜日 ⑵～⑶　（略） ２　（略）

附　則

この規則は、令和９年１月１３日から施行する。